

○越前市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例

平成17年10月1日

条例第115号

改正 平成18年9月30日条例第33号

平成18年12月28日条例第38号

平成19年12月26日条例第33号

平成24年3月23日条例第6号

平成25年3月29日条例第4号

平成25年3月29日条例第7号

平成29年12月20日条例第21号

令和2年3月19日条例第7号

令和2年12月17日条例第39号

(目的)

第1条 この条例は、重度心身障害者等に対して医療費の一部を助成することにより、重度心身障害者等の保健の向上に寄与するとともに、重度心身障害者等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「重度心身障害者等」(以下「障害者等」という。)とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める1級、2級又は3級の障害を有するもの

(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条の児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条の知的障害者更生相談所において次のいずれかに該当すると判定された者で、福井県知事から療育手帳の交付を受けたもの

ア 重度の知的障害者であって、知能指数がおおむね35以下のもの

イ 15歳未満の知的障害者であって、介護度が1度又は2度を有するもの

ウ 知能指数が50以下と判定された者

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に定める1級又は2級の障害を有する者であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第3項の規定により自立支援医療受給者証(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第1条の2第3号に規定する精神通院医療(以下「精神通院医療」という。)に係るものに限る。)の交付を受けたもの

2 この条例において「社会保険各法」とは、次の各号に掲げる法律をいう。

- (1) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
- (2) 健康保険法(大正11年法律第70号)
- (3) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
- (4) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
- (5) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
- (6) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)

3 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、後見人その他の者で、障害者等を現に監護しているものをいう。

4 この条例において「一部負担金」とは、社会保険各法の規定により療養(次に掲げる療養費に係る療養を除く。)の給付又は医療の給付を受けた場合において、当該法律の規定により被保険者、加入者、組合員又は被扶養者が負担することとなる費用及び当該法律の規定により次に掲げる療養費の支給を受ける場合において、当該療養費に係る療養に要する費用から当該療養費の支給を受ける額に相当する部分を控除したものをいう。

- (1) 入院時食事療養費
- (2) 入院時生活療養費
- (3) 保険外併用療養費

- (4) 療養費
- (5) 訪問看護療養費又は老人訪問看護療養費
- (6) 家族療養費
- (7) 家族訪問看護療養費

5 この条例において「医療機関」とは、社会保険各法の規定による保険給付を取り扱う病院、診療所、薬局等をいう。

6 この条例において「協力医療機関」とは、医療機関のうち、障害者等に対する療養を行った場合、当該療養に要した費用の額その他助成の額の算定に必要な情報を福井県国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)又は社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)に提供する等の協力を行うものをいう。

(平18条例33・平18条例38・平19条例33・平24条例6・平25条例4・平29条例21・一部改正)

(助成対象者)

第3条 この条例による医療費の助成(以下「助成」という。)の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、市内に住所を有する障害者等(病院、障害者支援施設その他規則で定める施設(以下「施設等」という。))に入院、入所又は入居(以下「入所等」という。)をしたことにより、当該施設等の所在する場所に住所を変更したと認められる者であって、他の市町村から当該施設等に入所等をする際に本市の区域内に住所を変更したと認められるものを除く。)であって、社会保険各法の規定による被保険者、加入者、組合員又は被扶養者(社会保険各法の規定による継続給付を受けている者を含む。)であるものとする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受けている者を除く。

(平18条例38・平19条例33・平24条例6・一部改正)

(住所地特例)

第3条の2 施設等に入所等をしたことにより、当該施設等の所在する場所に住所を変更したと認められる障害者等であって、当該施設等に入所等をする際に市内に住所を有していたと認められるもの(他の市町村の区域内に所在する施設等に入所等をした者に限る。)は、前条に規定する市内に住所を有する障害者

等とみなす。ただし、継続して2以上の施設等に入所等をしている者にあつては、最初の入所等の前に市内に住所を有していたと認められる場合に限り前条に規定する市内に住所を有する障害者等とみなす。

(平19条例33・追加)

(所得制限)

第4条 前2条の規定にかかわらず、助成対象者又は助成対象者と生計を同一にする配偶者若しくは扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に規定する扶養義務者をいう。)のいずれかの前年の所得(1月から7月までの間に医療機関において受けた療養に係る助成については、前々年の所得)が規則で定める額を超える場合は、助成は行わない。

(平19条例33・令2条例7・一部改正)

(受給者証の交付申請)

第5条 助成対象者又は保護者が助成を受けようとするときは、あらかじめ市長に申請し、当該助成を受ける資格(以下「受給資格」という。)がある旨の証明書(以下「受給者証」という。)の交付を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による受給者証の交付の申請があつたときは、受給資格についての審査を行い、受給者証の交付の適否の決定を行うものとする。

(受給者証の有効期間及び更新)

第6条 受給者証の有効期間は、申請のあつた日の属する月の翌月1日から同日後最初の7月31日までとし、8月1日に更新するものとする。

(令2条例7・一部改正)

(助成の範囲)

第7条 市長は、第5条第1項の受給者証の交付を受けた者(以下「受給者」という。)の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の助成を行うものとする。ただし、社会保険各法以外の法令その他規程により公費負担金、附加給付金等の支給を受けることができる場合は、当該各号の額からその額を控除した額について行うものとする。

(1) 保護者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ定める額

ア 保護者が監護する助成対象者が医療機関において療養を受けた場合 助

成対象者が受けた療養に要する費用の一部負担金に相当する額

イ 保護者が監護する助成対象者が母子保健法(昭和40年法律第141号)第20条第1項に規定する養育医療の給付を受けた場合 母子保健法第21条の4第1項の規定により徴収する養育医療の給付に要する費用の範囲内で市長が別に定める養育医療の負担金に相当する額

(2) 助成対象者 自己について受けた療養に要する費用の一部負担金に相当する額

2 前項の規定にかかわらず、児童福祉法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等での入所又は入院に係る医療費の助成については、療養の給付又は医療の給付を受けた場合において負担すべき自己負担金に限り行うものとする。

(平18条例33・平18条例38・平19条例33・平24条例6・平25条例7・平29条例21・一部改正)

(受給者証の提示)

第8条 受給者は、受給者証に記載された助成対象者が協力医療機関において療養を受けようとするときは、社会保険各法に規定する被保険者、加入者、組合員又は被扶養者であることの確認を受けるとともに当該受給者証を提示しなければならない。

(平19条例33・平24条例6・平29条例21・令2条例39・一部改正)

(助成の申請)

第9条 助成は、助成対象者が医療機関において療養を受けるときに、受給者の申請に基づき行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、助成対象者が協力医療機関において療養を受けた場合においては、国保連又は支払基金から市長に当該療養に要した費用の額その他助成の額の算定に必要な情報の報告があったときに、当該助成対象者に係る受給者から同項の申請があったものとみなす。

3 助成の申請は、助成対象者が療養を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して2年を経過するまでに行わなければならない。ただし、次の各号のい

れかに該当するときは、当該起算日は、それぞれ当該各号に定める日とする。

(1) 医療機関からの一部負担金の請求が遅延したとき 当該請求のあった日の翌日

(2) 災害その他のやむを得ない理由により、当該助成対象者に係る受給者が第1項の申請をすることができなかつたとき又は国保連若しくは支払基金から第2項の助成の額の算定に必要な情報の報告がされなかつたとき 当該やむを得ない理由がやんだ日の翌日

(平18条例38・平29条例21・一部改正)

(助成の方法)

第10条 市長は、前条第1項の申請又は同条第2項の報告があつたときは、適時に内容を審査し、助成の適否を決定するものとする。

2 市長は、助成の額を当該助成対象者に係る受給者に支払うものとする。ただし、協力医療機関からの情報に基づき、国保連又は支払基金から市長に対して受給者が負担すべき助成対象者(医療機関で療養を受けた日において満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。)に係る一部負担金について請求があつた場合は、適時にその内容を審査し、当該助成対象者に係る受給者に代わり国保連又は支払基金を経由し当該協力医療機関に支払うことにより、当該助成対象者に係る受給者に対し、助成があつたものとみなす。

(平29条例21・追加、令2条例7・一部改正)

(届出の義務)

第11条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 受給者又は助成対象者の氏名、住所その他の第5条第1項の規定により申請した事項について変更があつたとき。

(2) 助成を受けた後、当該助成事由が第三者の行為によって生じたものであることが判明したとき。

(平29条例21・旧第10条繰下)

(助成の制限)

第12条 市長は、助成事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、

助成は行わない。ただし、市長が特に助成を行う必要があると認めるときは、この限りでない。

(平 2 9 条例 2 1 ・旧第 1 1 条繰下)

(助成金の返還)

第 1 3 条 市長は、偽りその他不正の行為によって助成を受けた者がいるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

2 市長は、第 7 条の規定により助成すべき額を超えて助成を受けた受給者がいるときは、その者からその超える額に相当する額を返還させることができる。

(平 2 4 条例 6 ・一部改正、平 2 9 条例 2 1 ・旧第 1 2 条繰下)

(委任)

第 1 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平 2 9 条例 2 1 ・旧第 1 3 条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 1 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の武生市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例(平成 8 年武生市条例第 2 9 号)又は今立町重度心身障害者(児)医療費の助成に関する条例(昭和 4 8 年今立町条例第 1 7 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 1 8 年 9 月 3 0 日条例第 3 3 号)

この条例は、平成 1 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則(平成 1 8 年 1 2 月 2 8 日条例第 3 8 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の越前市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例の規定は、平成 1 8 年 1 0 月 1 日から適用する。

附 則(平成 1 9 年 1 2 月 2 6 日条例第 3 3 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において、この条例による改正前の越前市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例(次項において「改正前の条例」という。)第5条第1項に規定する受給者証の交付を受けている者であって、施行日前に福井県以外から本市の区域内の施設等の所在する場所に住所を変更したと認められるものについては、この条例による改正後の越前市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例(次項において「改正後の条例」という。)第3条に規定する助成対象者とみなす。

3 施行日において、改正前の条例第5条第1項に規定する受給者証の交付を受けている者であって、施行日前に本市の区域内の施設等の所在する場所に住所を変更したと認められるもの(前項に規定する者を除く。)については、当該受給者証の有効期間内においては改正後の条例第3条に規定する助成対象者とみなす。ただし、改正後の条例第5条第1項に規定する受給資格に変更があった場合は、この限りでない。

附 則(平成24年3月23日条例第6号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日条例第4号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日条例第7号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成25年8月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第2条及び附則第4項から附則第7項までの規定は同年4月1日から施行する。

附 則(平成29年12月20日条例第21号)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の越前市子ども医療費の助成に関する条例、越前市重度心身障害者等

医療費の助成に関する条例及び越前市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に医療機関において受ける療養に係る助成について適用し、施行日前に医療機関において受けた療養に係る助成については、なお従前の例による。

附 則(令和2年3月19日条例第7号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の越前市子ども医療費の助成に関する条例第5条第1項の規定による申請及び同条第2項の規定による当該申請に係る審査及び受給者証の交付の適否の決定、この条例による改正後の越前市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例第5条第1項の規定による申請及び同条第2項の規定による当該申請に係る審査及び受給者証の交付の適否の決定並びにこの条例による改正後の越前市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例第6条第1項の規定による申請及び同条第2項の規定による当該申請に係る審査及び受給者証の交付の適否の決定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、越前市子ども医療費の助成に関する条例第5条、越前市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例第5条及び越前市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例第6条の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例による改正後の越前市子ども医療費の助成に関する条例、この条例による改正後の越前市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例及びこの条例による改正後の越前市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後に医療機関において受ける療養に係る助成について適用し、施行日前に医療機関において受けた療養に係る助成については、なお従前の例による。

附 則(令和2年12月17日条例第39号)

この条例は、令和3年1月1日から施行する。